

練馬区選挙管理委員会告示第43号

練馬区選挙執行規程の一部を改正する規程

令和8年6月19日

練馬区選挙管理委員会

練馬区選挙執行規程（平成12年3月13日練馬区選挙管理委員会告示第10号）の一部をつぎのように改める。

第107条の見出しを「（選挙人等の出頭および証言の請求）」に改め、同条中「第212条（選挙人等の出頭および証言の請求）」を「第212条（選挙人等の出頭及び証言の請求）第1項」に改め、同条につぎの1項を加える。

2 法第212条第2項の規定により読み替えて準用される民事訴訟法（平成8年法律第109号）第205条第2項の規定により、電磁的方法により書面に記載すべき事項を提供しようとする選挙人等（以下「提供者」という。）は、つぎの各号に掲げるいずれかの方法により当該事項を提供できるものとする。

- (1) 電子データを記録した記録媒体を委員会に郵送し、または持参する。
- (2) 電子データを電子情報処理組織（委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と提供者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により、委員会に送信する。

第45号様式中「印鑑及び」を削り、「あて」を「宛て」に改める。

第46号様式中「かくし」を「隠し」に、「署名 印」を「署名   」に改める。

付 則

この規程は、令和8年6月19日から施行する。